相談員の資格

相談員の資格を有する者は、**「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する障害者職業生活相談員資格認定講習の修了者」又は「次のいずれかに該当する者」**です。

なお、これらの要件に該当する方は、相談員の選任に当たって**資格認定講習の受講は必要ありません**。

①職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る。）の修了者等

②大学もしくは高等専門学校（旧専門学校を含む。）の卒業者又は職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く。）、特定専門課程もしくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練もしくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者等で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

③高等学校等の卒業者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

④その他の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

⑤上記に掲げる者に準ずる者（※）

（「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より）

※「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）修了者を指します。